

特定非営利活動法人日本水中ロボネット 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人日本水中ロボネットと称し、英文では、NPO Japan Underwater Robot Networkと表示する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、水中ロボット工学及び水中工学に興味を持つ者、研究開発及び教育に携わる者等に対して、水中ロボットの競技会及び、これに関連する講習会、展示会の開催、情報収集、調査研究並びにコンサルティング等その他事業を行い、次世代の水中ロボット工学及び水中工学に関する研究開発及び教育の推進及び発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 水中ロボットを使った競技会、水中ロボット工学及び水中工学の講習会、展示会及びその他各種イベント等の企画、開催及び運営に関する事業
- (2) 水中ロボット工学及び水中工学に関連する情報収集、調査及び研究

に関する事業

- (3) 水中ロボット工学及び水中工学に関する普及、啓発及び推進に関する事業
- (4) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次に掲げる2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

本法人の目的に賛同して入会した個人。

(2) 賛助会員

本法人の目的に賛同し活動を支援するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応

じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 本定款等に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 本法人には、次に掲げる役員を置く。

(1) 理事

3人以上10人以下

(2) 監事

1人

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等

以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条** 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、本法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、本定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条** 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第17条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理

事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総 会

(種 別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 監事の選任等
- (5) 事業計画及び予算に関する事項
- (6) 事業報告及び決算に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他本法人の運営に関する重要事項

(開 催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招 集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理 事 会

(構 成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第30条 理事会は、本定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費に関する事項
- (4) 事務局の組織等に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第31条 理事会は、次に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。但し、事故のため理事長が招集できないときは、他の理事が招集することができる。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらか

じめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事長が必要と認めるときは、理事会の表決に代えて、全理事に対し議決事項についての賛否の意見を、書面又は電磁的方法によって求めることができる。この場合の議事は、その議決事項について賛成した理事の数が理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、書面又は電磁的方法によって当該議決があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (2) 理事総数、表決者数及び表決者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 本法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 本法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、当該年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 本法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 本法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

- 2 法第31条第1項第1号に掲げる事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 法第31条第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 本法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定したものに帰属するものとする。

(合 併)

第53条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本法人の解散事由に係る公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事 務 局

(職 員)

第55条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及びその他の職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(任意機関)

第58条 本法人には、法の規定外の任意機関として、次に掲げるものを置くことができる。

(1)顧問 理事会の諮問に対し、答申を行う。顧問は、5名以内とする。

2 前項に定める任意機関は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 本条第1項に定める任意機関は、本法人における契約行為に関する一切の権利及び義務を有しない。

5 本条第1項に定める任意機関は、無報酬とする。ただし、理事会により別途定める額について、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第11章 雜 則

(細則)

第59条 本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 本定款は、本法人の成立の日から施行する。

2 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	浦	環	
副理事長	堀	田	平
理 事	加	藤	直 三
同	有	馬	正 和
同	石	井	和 男
同	門	田	和 雄
同	西	村	一
監 事	中	原	裕 幸

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成25年12月31日までとする。
- 5 本法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金

正会員（個人）	1口金2,000円
賛助会員（個人・団体）	1口金10,000円
 - (2) 年会費

正会員（個人）	1口金2,000円
賛助会員（個人・団体）	1口金10,000円（1口以上）

附則

この定款は、平成28年6月2日から施行する。

附則

この定款の変更は、所轄庁の認証を受けた日（令和5年5月8日）から施行する。